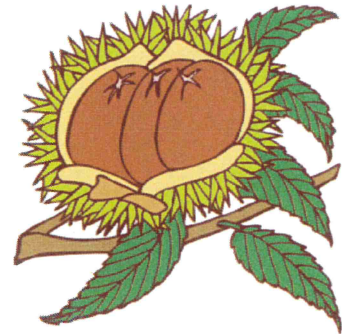


発行元/藤崎社会保険労務士・藤崎行政書士事務所

藤崎労務士事務所便り

連絡先：〒892-0852
鹿児島市下竜尾町 13-13 フジサキビル 2F
藤崎社会保険労務士事務所/藤崎行政書士事務所
電話：099-811-5895
FAX：099-811-5666
e-mail：daishin-fujisaki0901@btvm.ne.jp



マイナンバーカードで失業認定手続きが可能に、将来健康保険証が廃止

◆マイナンバーカードで失業認定手続き

これまで、失業の認定の際には、受給資格決定時に申請者が提出した写真を貼付した雇用保険受給資格者証（以下、「受給資格者証」という）等で、本人確認や処理結果の通知が行われていました。

令和4年10月1日以降に受給資格決定される方について、本人が希望する場合には、マイナンバーカードによる本人認証を活用することで手続きを完了できるようになります。

マイナンバーカードを活用する場合には、受給資格者証に添付する写真や失業の認定等の手続きごとの受給資格者証の持参が不要になります。

◆対象となる手続きと受給資格者証等

以下の手続きの際、マイナンバーカードで本人認証を行う場合は、受給資格者証等の提出が不要になりました。

なお、各種手続きの処理結果は、下記（ ）内の受給資格通知等に印字し、交付されます。

- 雇用保険受給資格者証
（雇用保険受給資格通知を交付）
- 雇用保険高年齢受給資格者証
（雇用保険高年齢受給資格通知を交付）
- 雇用保険特例受給資格者証
（雇用保険特例受給資格通知を交付）

- 教育訓練給費金および教育訓練支援給付金受給資格者証
（教育訓練受給資格通知を交付）

◆気をつけたい点

気をつけたい点もあります。マイナンバーカードを活用して失業認定等の手続きを希望した場合、それ以降は原則として受給資格者証等による手続きに変更することができません。また、本人認証時のパスワード入力時に3回連続で誤入力するとロックがかかり、パスワード再設定の手続きが必要です。

◆マイナンバーカードで健康保険証が原則廃止

政府は、令和6年秋に現在の健康保険証を廃止してマイナンバーカードに一本化すると発表しました。

デジタル化されることにより、利便性が上がるという期待とともに、マイナンバーカードの紛失や情報漏えいについて懸念する意見もあります。

